

第27回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成28年4月15日(金)11:50～13:00

場 所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

議 題

- (1) 熱供給事業の登録審査の考え方等について
- (2) 火力電源入札ガイドラインの改定について
- (3) 原価算定期間終了後の事後評価について
- (4) あっせん・仲裁の状況の報告及びあっせん・仲裁委員の候補者の指定等について
- (5) ガス事業の許可等に係る経済産業局長への事務委任について
- (6) 旧認可供給条件の承認について

○八田委員長 　ただいまより第27回電力・ガス取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

　本日の議題はごらんのとおり6つございます。早速ですが、議事に入らせていただきます。

　議題の1つ目は、熱供給事業の登録審査の考え方について、資料3に基づいて新川課長、お願いいたします。

○新川取引監視課長 　取引監視課長の新川でございます。資料3をもちまして熱供給事業の登録審査の考え方等についてご説明をさせていただきます。

　この4月1日に施行されました改正熱供給事業法に基づきまして、熱供給事業の登録申請の受け付けも開始されております。この熱供給事業登録に際しましては、経済産業大臣は、電気の場合と同様にあらかじめ当委員会の意見を聞かなければならないとされております。電気の場合と同様に、委員会における熱供給事業の登録審査に関する基本的な審査方針を定めさせていただきたいということでお諮りをするものでございます。

　また、登録した熱供給事業者の登録後の取り扱いについても方針を定めていきたいと思っております。

　主なポイントのところでございますが、登録審査の流れについてということでございますが、経済産業省は、熱供給事業の登録申請を受け付けた場合、熱の需要に応ずるために

必要と見込まれる供給能力の確保等の観点から審査を行うとともに、当委員会の意見を聴取してくるということでございます。当委員会として意見を述べたときは、遅滞なくその内容を公表するとしております。また、経済産業大臣は、委員会の意見を聴取した上で、登録の可否を判断するとなっております。標準処理期間はひと月とされておるところでございます。

審査対象としましては、熱供給事業法の6条の1項に登録拒否要件というのがございまして、そこで基準が書いてございます。1号から3号までが欠格条項でございまして、事実上、4号や5号ということでございますが、4号の中には経理的基礎や技術的能力というのが書かれております。また、5号については、熱供給を受ける者の日常生活または事業活動上の利便を確保を図る上で適切でないと認められる者ということを審査するというようなことが書かれているものでございます。それを受けまして、審査基準も本年3月31日に大臣により制定されているところでございます。

委員会としては、熱供給事業の健全な発達を図る観点から、この施行規則の1号、2号に記載された基準に適合していることと、審査基準の第1(1)②に規定されました熱供給を受ける者の日常生活または事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者に該当しないかを判断する、審査対象とするということでございます。

技術的能力に関しましては、エネルギー庁及び商務流通保安グループで、また供給能力の確保の審査は主として資源エネルギー庁で審査を行うこととされております。

2ページでございますが、登録審査の考え方としまして、総論として、もちろん計画段階の審査であるので、過度な事前規制はよくないということと、具体的な審査方法としまして、①から⑤に関しましたことについて審査をしていくということを行っていきたいと考えております。①熱供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあるか、②熱供給事業者として行う業務の実施体制が定まっているか、③説明義務、書面交付義務が適切に遵守される体制となっているか、④苦情等処理体制が適切か、⑤反社会的勢力との関係がないものか等を図っていくというものでございます。

4は、登録した事業者の登録後の取り扱いについては、申請書の添付書類でございますので、変更登録や変更届け出の対象となっておりますが、重要なことでございますので、登録の条件としてこういったことについて重要な変更があった場合には報告くださいというようなことを条件としてつけ加えるという方針について記載させていただいてございます。

あと、別添3について、登録後の取り扱いについて取りまとめたものを記載させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、質問、ご意見でございますでしょうか。

熱供給の場合には、料金については基本的に自由化されているわけですよね。だから、今度は今までのような認可はなくなって、そのかわり、登録はきちんとこういう手続でやると考えてよろしいですか。

○新川取引監視課長　　熱供給も住宅用などで経過措置が残っているものもございますので、何でもかんでも全部自由ということではございませんけれども……

○八田委員長　　新規のは自由になるということですね。それでは、今の資料3の熱供給事業の登録審査の考え方について、事務局からのご説明のとおりにしたいと思います。

それでは、議題の2つ目、火力電源入札専門会合で検討していただいた火力電源入札ガイドラインの改定について、資料4に基づき事務局よりご報告をお願いいたします。

○新川取引監視課長　　ご説明させていただきます。資料4、火力電源入札ガイドラインの改定についてという資料を手元に配付させていただいております。

新しい火力電源入札の運用に係る指針、火力電源入札ガイドラインとっておりますが、こちらについて火力電源入札専門会合で審議を踏まえた改定案について、事務局からご提案をさせていただきますので、ご検討いただければ幸いです。

主なポイントでございますが、審議状況と今後の予定ということでございますが、昨年の12月から本年3月にかけて、火力電源入札専門会合、細田孝一神奈川大学法学部教授に座長をお願いしておりますが、この専門会合を4回開催しまして、その中で3度におたり火力電源入札ガイドラインの改定について審議をいただきました。3月31日の専門会合では、ガイドラインの改定案を事務局から提示させていただき、座長一任といただいているところでございます。

本日、ガイドラインの改定案について、本委員会で検討いただいた上で、パブリックコメントに付す予定でございます。

そこに開催実績が書いてございますが、昨年度の案件として、4社の案件、東京、中国、四国、九州の案件もございましたが、それと並行して火力電源入札のあり方についても討議をいただいたものでございます。

2のところにガイドライン改定案の内容について記載させていただいております。まず、火力電源入札制度の位置づけの見直しということで、火力入札制度の位置づけを見直し、経過的な措置である特定小売供給約款の料金の適正性を確保するためのものとするともに、みなし小売電気事業者が本指針に基づき入札を実施する主体である旨の規定をしております。すなわち経過措置約款の料金の適正性を確保するということと、今回、ライセンスが分かれてきましたが、その中でみなし小売の電気事業者が本指針の入札の主体であるという旨を記載しております。

また、一時的な措置である経過措置料金規制を理由とした制度となることから、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である旨を規定しております。

また、入札が必要となる場合の明確化としまして、これまでどのような場合に入札が必要か明確化されていなかった点を見直しまして、みなし小売電気事業者及びその子会社等が新設、増設、リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は原則入札が必要としつつ、電源建設者の発意で建設されるような場合には、入札を不要とする旨を規定しております。

入札以外の方法により、安価な調達が可能であることを火力電源入札専門会合で合理的に説明できる場合も入札不要とする旨を規定しております。

発意かどうかにつきましては、2ページに記載させていただいております。以下の3条件全てに適合する場合には、電源建設者の発意で建設されるものと考えていうことで、(a)としまして、当該みなし小売電気事業者が、設備投資計画や資金計画の方針決定に関する当該電源の建設者への影響力を有していないこと、(b)当該電源の建設に係る資金調達が、当該電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社等からの資金融通で行われていないこと、(c)当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集するなど、電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組みとなっていることというものでございます。

その他のポイントとしまして、離島電源を適用除外するということ、それから上限価格の設定を柔軟化するということ、上限価格の審議時期を見直しまして、募集の開始前の段階で、上限価格の算定の考え方について、専門会合で議論する仕組みとする旨を規定しております。

また、応札できる電源の限定につきましても、燃料の供給安定性の観点や高効率な火力発電などの調達の観点から求める性能を満たす電源に限定しての入札が問題とならないこ

とや、エネルギーミックスとの乖離がある場合には、燃料種を指定しての入札もあり得ることと規定しております。

あと、系統増強費用の一般負担分や振りかえ供給費用の扱いの見直しについても規定をさせていただいているところでございます。

それから、3ページ、その他でございますが、みなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度であることを規定しております。また、従来の指針では明確化されていなかった自社電源の一部分のみでの応札について、認められることを明記しているというものでございます。

参考のところに入札が必要となる場合のフローについて記載させていただいております。経過措置料金規制があるかないか、自社、子会社等による建設を想定しているかないか、電源建設者の発意で建設される電源かどうかというもの、そして入札以外の方法により安価な調達での合理的な説明があるかどうかということで考えていって、入札の要不要を判断するものでございます。

資料4-1については、新旧対照表の形で今のご説明した内容について記載したものでございます。資料4-2は、それを溶け込ませた改正案でございます。これらについてご了解いただけるようであれば、パブリックコメントに付していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。ただいま、事務局からのご説明に関して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員　この専門会合に参加して議論させていただきました。たくさんのポイントがあったのですが、大事と思うところだけ私からお話しておきます。もともと火力電源入札が始まったときは、一般電気事業者が基本的に独占で供給している状況の中で、一般電気事業者がみずから発電するよりももっと安い調達があるのだったら、それを使うべきではないかということで、要は自分でつくった場合の発電コストが上限価格になって、入札が行われるという仕組みだったわけです。しかし、法律が変わり、自由化が行われ、今後、新しい枠組みの中でどう生かしていくかという適用をさせた改定だと思います。

今後のことを考えると、当然、基本的には小売業者が少しでも安い電源が欲しいという観点で入札をやるべきだと思いますので、上限価格は、決して発電コストではなく、小売事業者の戦略として、この価格よりも安い値段で欲しい、という設定の仕方があっていいでしょう。それから、発電事業者がみずからの競争力を高めるために建設するものまで

わざわざ入札をかけるのかとか、今までの制度ではすっきりと適用できない部分を今回改定して、新しい自由化に即した入札ガイドラインに変えたということです。私自身も今まで会合に参加していてすっきりしない部分があったのですが、今回のガイドラインは非常にわかりやすいというか、すっきりした形になったなど評価しています。

以上です。

○八田委員長　　どうぞ、箕輪委員。

○箕輪委員　　私も参加させていただいたので、一言申し上げます。いろいろ大きく改定させていただいて、非常に整理されたと思いますが、私、一番明確になったかなと思いますのは、改定案の内容についての①のところ、またというところで、一時的な措置である経過措置料金規制を理由とした制度であるというところが、今回明らかにきちんと書かれたということと、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当。経過料金規制が今後どうなっていくかというところを踏まえて、火力入札制度自体も変わっていきますということが将来にわたって書かれましたので、そういう意味では経過措置料金の撤廃というところは、どちらかというところの委員会のマターかもしれませんが、将来、この制度自体をどう残していくかどうかも含めて、今後検討していくということが必要であると考えております。

○八田委員長　　ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。

私、2～3気がついたところがありまして、まず、2ページの応札できる電源の限定の扱いということなのですが、エネルギーミックスに関する目標というのを政府は設置しているわけですから、従来のように石炭だけが落札していくというのはまずいと。これも非常によくわかるのです。

しかし、特に能率の悪い石炭から入札するよりは、ガスや天然ガスなどにシフトしていくインセンティブを与えるべきだと思うのですが、これはいろいろ議論の多い炭素税なんてことをいわなくても、例えばエネルギーミックスに適合したような、ここでいうような燃料種を指定して入札するけれども、指定されたらば、指定するための方策として、それ自身を入札する。要するに、石炭でやりたい人は、石炭枠を入札して買ってきなさいということにする。その費用負担をしてもやれるというのは、相当に効率がいい石炭だろうから、そういうものは発電できるというようにしてもいいのではないかと。

ここでいっていることと矛盾はしないのですが、この燃料種を指定しての入札というところをもうちょっと柔軟に解釈できるようにしてもいいのではないかと。そこまで

柔軟に解釈できるように含まれているのかどうかということです。それが1つです。

それから、⑦番の系統増強費用のところ——今の⑦番は違いました。前に私がみていたのと違うので、ここのところはこれで。⑧番がみなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度であることを規定するというのですが、これは例えばみなし小売電気事業者が他のみなし電気事業者と共同で入札を実施することも可能だという意味なのですよね。そうすると、私は一般的にはそれでいいと思うけれども、やはり我々が一番恐れているのは、みなし小売電気事業者が強いところがどんどん集中してしまうということは、一方で能率がいいから歓迎すべきことであるということも事実なのですけれども、その一方でその分競争を減らして、全体におけるコスト削減のインセンティブを減らしてしまう側面もあると思うのです。

したがって、私は、これは無条件にみなし小売電気事業者同士の共同入札を認めていいのかなと。例えばみなし電気事業者同士で合わせてマーケットのシェアが15%か、20%か、そういうものを超えない場合には全然問題ない。だけれども、超えたら競争促進の観点から控えてもらうということはあるかもしれないのではないかとあります。だから、根本的なところはいいのですが、やはり競争条件を阻害しないような工夫は必要なのではないかなと思いました。

それから、1ページの②、これは具体的なケースがわからないのですけれども、これからの5年間のことだと、5年以上かかるかもしれないが、経過措置料金規制が廃止されるまでだということではあるのです。その間でも、電力会社が別会社になっている分にはいいのですが、自社の中であった場合には、自社の発電部門から小売部門が買うというときには、さまざまな条件がついている場合には入札でなくてもいいというのだけれども、自社の発電から買う、建設のときに既にそういう契約をするというなら、入札したほうが先ほどの競争条件を守らせるために有効なのではないかと私自身としては思うのです。

だから、全体的に自由化体制と整合したいいい案だと思うのですが、ちょっとマイルドな条件づけはあってもいいのではないかと思うのですけれども、その辺、委員の方たちはどのようにお考えでしょうか。では、補足説明、新川さん。

○新川取引監視課長　　ご指摘ありがとうございます。まず、ミックスのところでございますけれども、今回、先ほどの電源の資料に書いてございますように、燃料の供給安定性の観点や効率的な火力発電からの調達の観点から、求める性能を満たす電源に限定しての入札が問題とならないと。例えばCO²の係数が幾ら以下みたいな形での書き方をするこ

ともできるとしてあります。また、ミックスとの乖離があるということで、燃料種を指定する入札もあり得るということを規定しておりますけれども、それ自体は環境税とか排出源取引という制度自体を否定しているわけではございませんで、単純に入札だけを行うと、入札の結果、石炭がほぼ全てであると。離島は重油がほぼ全てであるという状態になっておりますところ、何らか枠を設けることを認めているもので、他方、電源を誘導する施策としては、委員長のご指摘にありましたようないろいろな施策がまだあり得るところだと思いますが、それを別に排除しているものではないという政策でございます。

それから、2番目の点でございますが、基本的には東京電力が大規模に入札したときには多くの応札があったと。他方、個別の東京電力以外の会社が1つの自社電源を前提に入札したときには、やはり規模が大きくないので、多数の応札はいただけなかったと。そうすると、複数の会社で組めばそれなりの規模の入札ができるのではないかという発想で、みなし小売による共同の入札をしてもいいですよということを記載させていただいておりますが、これは別に独禁法の適用除外というわけではもちろんございませんので、組み合わせによっては当然組むときに独占禁止法上の論点が生じる場合もあることになりまして、事前のご相談というのは我々も行かなければいけませんし、入札であるがゆえにどういう組み合わせになるかというのは我々もはっきりわかりますので、それがアンダーグラウンドで相当行われるということにはならないものでございます。

それから、自社でやる場合には入札したほうがいいというご指摘ですが、先ほどフローチャートを記載させていただきましたが、まず自社でいく場合には、先ほどのフローチャート2つ目のところでありになりますので、そこで入札以外の方法で安価な調達の合理的な方法がもし説明できるようであれば、それは聞くよということでございますが、それがなければ入札していただくということになりますので、このフローチャートでいえば、自社でつくる場合には、基本的には入札していくということになるフローチャートだと理解しております。

○八田委員長　フローチャートで、自社、子会社による建設を想定しているかで、想定しているという……

○新川取引監視課長　そうすると、ありになってしまうと。

○八田委員長　だから入札あるわけですね。

○新川取引監視課長　はい。

○八田委員長　それで、ない場合が先ほどの3つの条件と。

○新川取引監視課長　　そうです。そのとおりでございます。自社、子会社と該当しないような場合があり得るものでして、その場合に電源建設者の発意で建設される場合には、入札は不要というところに抜けると。ただ、自社、子会社等で建設する場合には、ありのほうに入ってしまったら、入札以外の方法による安価な調達 of 合理的な説明ができるかできないか。それがあり得るかもしれないということについては否定していないので、それができるのであれば、ありということで入札は不要とし、適切な価格で調達されたかどうかをフォローアップするということとなりますが、それができない場合には入札をやっていたかということで、自社、子会社等の建設の場合には、多くの場合、入札が必要となってくるスキームになっていると理解しております。

○八田委員長　　そうすると、入札の必要がないと判定する場合、それは他の企業が実はやりたいのだということがないということがはっきりわかるということですか。

○新川取引監視課長　　子会社の範囲として、会計上の子会社の概念を用いておりますので、それ以外の会社がつくるという場合であって、それが電源建設者の発意でつくられるというのが3条件で判断し、満たすようであれば入札が不要ということに落としていきますが、そうでなければ入札が必要なほうに落ちていくということになります。

○八田委員長　　仮に条件を満たしていたとしても、全く関係ない会社がうちでもっと安くやりたいといった場合は？

○新川取引監視課長　　会計上の子会社の概念でございますので、資本の比率は少し入っている場合もあるわけですし、全く関係ない会社といえるかどうかというところは、グレーな領域があるので、こういう判断について議論しているものでございます。

○八田委員長　　まず、燃料種についてはよくわかりました。要するに、指定はするけれども、それを実際にどうやって運用するかというのはかなり柔軟に考えるということですね。それが1つ。

それから、もう1つの8番に関する独禁法云々というのは、独禁法まで待つ必要があるのかなど。こっちで独自にある種の集中性がない場合には、当初のいったとおりオーケーということにするけれども、その基準が難しいから、事後的に独禁当局にお任せするよりは、事前にこのくらいの基準でそれ以上はみなし小売事業者の場合には、共同でできませんよという基準をつくってもいいのではないかと思います。

先ほど新川課長がおっしゃったような小さいところが自分のところだけでは無理だというのも大歓迎なのですが、やはりおのずからどこか制限があるのではないかと。

○新川取引監視課長　　今のご指摘は非常に重要なご指摘でございます、独占禁止法上の概念は当然あるわけでございますけれども、電気事業法概念として市場支配力をどのように考えるのかということについて、まだ我々も今勉強しているところでございます。単純にHHIでやればいいというものでも多分ないだろうと思っておりますので、そこをどう考えるのかというのは我々も今勉強させていただいているところでございます。そういう論点としていずれご相談をさせていただきたいと思っておりますが、現時点の入札の場合には、共同で入札をかける以上、入札の要綱を専門会合で審査することになりますので、勝手にまらずやれるものではないということでございまして、そういう組み合わせがいいのかどうか。例えば電力10社が全部共同でやるということになった場合には、さすがにそれはどう考えてもということになるでしょうし、そういった状況に応じて判断する、チェックする余地はございますので、その中で支配力概念をどう考えるかということは、また追ってご相談をさせていただければと考えております。

○八田委員長　　当座は、運用でもって明らかに強い支配力をもつようなことは排除したい、しかし将来、それに関する何らかの基準を設ける可能性はあるというわけですね。

○新川取引監視課長　　可能性はあります。

○八田委員長　　わかりました。私のコメントもそれで直してまいります。

そうしたら、ほかにご意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、報告のとおりガイドラインの改定のためのパブリックコメントを行うようにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ありがとうございます。そのようにしたいと思います。

では、3つ目の議題に移ります。小売料金に関して原価算定期間終了後の事後評価について、資料5に基づいて事務局、新川課長よりご説明をお願いいたします。

○新川取引監視課長　　資料5、原価算定期間終了後の事後評価についてご説明をさせていただきます。

今回の原価算定期間が終了しました東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の供給約款等に基づく電気料金の原価算定期間終了後の事後評価に関しまして、経済産業大臣への回答についてご検討いただきたく、お諮りをするものでございます。

審議状況、主なポイントの1. でございますが、3月10日に経済産業大臣より委員会へ

意見聴取がなされております。3月22日に第12回料金審査専門会合を開催し、またそのときに残った指摘等につきまして、4月5日に第13回料金審査専門会合を開きまして、ご審議をいただいております。

2. のところに料金審査専門会合の審査結果を書いておりますが、東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の4社について、電気事業法第23条1項の規定に係る供給約款等の変更の認可の申請命令に係ります大臣の審査基準に照らしまして、電気事業利益率等について検討実施しまして、電気料金審査専門会合において値下げ認可申請の必要があるとは認められないということで認識が一致いたしました。

また、②でございますが、東京電力について、平成24年の料金値上げ時に経済産業省として継続的に監視していくこととされていたこと、及び消費者基本計画の工程表に記載されている内容を踏まえまして、追加の検討を実施いたしております。具体的には、費目ごとの料金原価と実績との比較及び乖離状況等、自由化部門と規制部門の利益率の状況及び部門間の差異並びに効率化の取り組み状況について、事業者からの説明等に基づき審議を実施し、合理的な理由なく料金原価を上回る実績となっていないことなどを確認させていただいております。

本日の委員会におきまして、大臣への回答についてご検討いただければと思っております。

資料5-1は、大臣に回答する回答案として、委員長名で大臣宛に回答するものでございまして、先ほど申し上げましたような審査基準に照らして、値上げ認可申請の必要があるとは認められませんでしたというものになってございます。

内容としては、5-2に今回の事後評価の結論をまとめさせていただいているものがございます。

目次のところでございますが、原価算定期間終了後の事後評価として4社について判断したもの、それから東京電力の追加検証したものが2になっております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございますが、現行の料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果でございます。基準そのものは、お手元に配っております資料5（参考資料1）というものの4ページに、ストック管理といわれているものが2ステップで判断するという事について記載させていただいております。直近3年間の平均が10社10年平均を超えたかどうかということで判断するというのがステップ1になっておりますが、東京、北陸、中国、沖縄いずれも直近3年間の電気事業利益率が10社10年平均を超え

ていないという状況でございますので、ステップ1に該当しないということですので、変更認可申請命令の対象とならないということが確認されております。

3ページ目のまとめ案(1/3)と書いてあるところでございますが、料金原価と実績費用を比較しまして、人件費、燃料費、購入電力量、原子力バックエンド費用につきまして確認をしまして、合意的な理由なく料金原価を上回る実績となっているものはないということを確認しております。

4ページでございますが、規制部門と自由化部門の利益率の比較でございますが、東京電力について、この3年度分の規制部門と自由化部門の利益率を比較しますと、規制部門が1.7%プラス、自由化部門が1.6%マイナスとちょうどほぼ同規模のプラスとマイナスが生じるということがございました。

これについては、利益のつけかえではないかという矛盾も当然あるかと思えますし、我々自身もそういう観点で確認したところでございますが、同期間の販売電力量は、規制部門と自由化部門で1対1.6となっております。電気料金のうち電力量に応じて発生する可変費の割合が自由化部門は高くなっているという状況でございます。料金原価上、稼働を想定しておりました原子力発電所が実際には一切稼働いたしませんでしたので、火力電源のたき増し、受電増で燃料費、購入電力量の可変費が増加したという状況でございます。

規制部門は、低圧のみに必要な配電設備の各種費用が発生することから、自由化部門と比較して固定費の割合が高い部門でございますが、他方、経営効率化でコスト削減をした効果は、特に固定費でのコスト削減が進んだということでございます。結果、可変費の増、それから固定費の減というのをあわせて考えますと、今回起きております利益率の乖離は、合理的な要因に基づくものであるということを確認したというものでございます。

それから、5ページ、経営効率化の取り組みでございますが、東京電力は、平成26年1月に大臣の認可を受けております新・総合特別事業計画に基づいて、10年間で4.8兆円のコスト削減を講じるということとなっております。前回の改定時3年で2,785億円削減するというのに比較しまして、実績3年平均で6,975億円の削減を行っております。2.5倍の深掘りを行ったということについて確認をいたしております。

コスト削減対象の選定に当たっては、安定供給を前提として、リスクマップを活用して案件の評価をしたということ、相対的にリスクの低い案件について、投資の繰り延べなどを行っているということを確認しております。

以上の確認を踏まえまして、先ほど申し上げました大臣宛の回答をさせていただきたいと思ひまして、お諮りをする次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員　これも委員として出ていましたので、報告申し上げます。今ご説明いただいた資料の5ページに出ていましたが、特に東京電力の経営効率化の数字が、もともとの料金改定の際の想定では3年平均で2,785億円だったのですが、これが7,000億弱と2.5倍になりました。

まずは、これだけ自発的に効率化を進めた東京電力さんの努力は評価に値すると思ひますが、一方で、会議の中では多くの委員から、これだけ削減をして安定供給は大丈夫なのか、という懸念もたくさん出されました。

それを受けて、東電さんにどういうことをされたのかを具体的に示していただいたのですが、それをみると、安定供給は大丈夫だと思へる、ある意味非常に驚きの内容であったのです。緊急避難的といつて出された具体例が、例えば鉄塔の塗りかえをするのに状況を確認した上でやることにしました、とか、鉄塔の下の草刈りをするのを先送りしましたとか、恐らく普通の国際競争にもまれたような会社だったら、当たり前に行っていることが緊急避難的という表現で出されてきていて、そういう状況にあるのか、と非常に驚いたわけです。ですから、安心した一方で、料金査定というものがそもそもむずかしい作業なのだ、というのも認識したところです。

よかったところとしては、具体的な事例を出していただいたことで、こういう取り組みが今どういう段階にあるかが非常によくわかったという点もあります。我々としては各社の託送料金の算定をやったわけで、同じような検証作業をやっていかなければいけないと思ひます。今、年度末に旧一般電気事業者は、供給計画を提出するとともに、効率化への取り組みを出されていますが、その中で託送料金に該当するところをしっかりと抜き出してチェックしていくことで、安定供給に支障があるところまで効率化を進めている危険性はないかとか、今後チェックしていかなければいけないのだなと思ひました。

それと同時に、さっきどういうコスト削減をやっていくかを判断するに際して、リスクマップを活用してますというお話があったのですが、どこで線を引くかが大事なキーポイントになるので、決して電力会社の常識だけでやるのではなくて、他業種でどのようにリスクマップを使っているかをきちんと勉強した上で、利用していただきたいという点も会

合の中で私から申し上げたところです。

それを除けば、特に問題と思われるところはなく、ご報告いただいたような形で認めていいのではないかと思います。

以上です。

○八田委員長 箕輪委員。

○箕輪委員 基本的なところは、今、圓尾委員がおっしゃったとおりです。あと、リスクマップに応じた投資の繰り延べなどをということで、今費用をカットしたところで、将来にわたって投資が逆に多くなってしまいうのでは意味がないというお話もありましたけれども、その中でももちろん改めて投資の中身を再検討して、必要なものは先に繰り延べるのかもしれませんが、必要がないという判断になれば削っていくので、そのまま将来に繰り延べられるわけではないという話も出てまいりましたので、そういったところも一定の評価はできるかなと思っております。

○八田委員長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。はい、稲垣委員。

○稲垣委員 1点、資料5のスライドの9ページなのですが、スマートメーターの設置に関する費用というのはこの中に入っているのでしょうか。26年までの。

○新川取引監視課長 まず、今のご質問は、資料5（参考資料1）という第12回電気料金審査専門会合事務局提出資料、3月22日と書いてあるものの9ページでございますね。

○稲垣委員 そうです。

○新川取引監視課長 こちらについては、スマートメーターの設置費用も含まれていると承知をしております。

○稲垣委員 科目としては、減価償却費がどこに入るのですか。

○新川取引監視課長 それは、それぞれに分かれて入っているということになります。スマートメーターに関しては、修繕費としてスマートメーターの計器そのものは入っておりますけれども、取り付けに係る人件費は人件費のほうに分けられるとなっておりますので、スマートメーター費用としてぽこんと1個入っているというものとして、最も大きいのは、計器代はそこに大きく入っているのですが、その取り付けに係る人件費であるとか、消耗品費であるとか、賃借料というものは分けられてこの中に入っております。

○稲垣委員 ありがとうございます。

○八田委員長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、先ほどご説明にあった原価算定期間終了後の事後評価についての回答を経済産業大臣に資料5—1のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、4つ目の議題に移ります。経済産業大臣に対する平成27年度のあっせん・仲裁の状況の報告及び候補者の指定等について、資料6に基づいて岸課長よりご説明をお願いいたします。

○岸総務課長　総務課長の岸です。資料6であっせん・仲裁の状況報告、及びあっせん・仲裁委員の候補者の指定等について説明いたします。

主なポイントの1つ目、状況報告です。電気事業法の政令で、国の会計年度の経過後ひと月以内に経済産業大臣に対してあっせん及び仲裁の状況報告、具体的には、件数その他事務に関する重要事項について、これを報告しなければならないとされています。

平成27年度の状況等については、後ろに資料6—1をつけております。記載のとおり、あっせん、仲裁の処理件数、申請件数も含めて、現状はゼロでした。

1枚おめくりいただいて、5にその他委員会の事務に関する重要な事項として、候補者名簿の作成、紛争処理規程の策定、情報提供の関係で資料の公開についての定め、それからマニュアルの作成などを昨年9月に行っていることをあわせて報告内容に入れております。これが1点目です。

資料6にお戻りいただき、2のあっせん・仲裁委員の候補者の指定について、現時点においては電気に関して9月に指定したものと同じですが、今般、ガス、熱供給が業務に加わったため、ガス、熱に関してもあっせん仲裁委員の候補者として、ここに記載の方々を指定してはいかがかということでございます。

資料6—2、仲裁委員の名簿については、経歴、現職、任期などを記載させていただいたものをホームページに掲載する、発表しなければならないとされておりますので、こちらでも一部改定をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、今のご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、あっせん仲裁の件数というのは、これまではゼロ件だったのですけれども、

4月からの全面自由化に伴って、恐らく平成28年度は新しい案件が発生するのではないかと思います。したがって、しっかり対処していきたいと思います。

今の事務局からのご説明のとおり、あっせん及び仲裁状況に関する経済産業大臣への報告、それからあっせん委員及び仲裁委員の指定並びに名簿の作成を行うことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、5つ目の議題に入ります。きょうはともかく満載ですね。ガス事業の許可等にかかわる経済産業局長への事務委任について、資料7に基づいて、事務局、岸課長よりお願いいたします。

○岸総務課長 資料7の四角囲みで趣旨の記載があるとおり、ガス事業法において、経済産業大臣が事業の許可などの処分をするときには、あらかじめこの委員会の意見を聞かなければならないということにすべからくなっております。

一方、そうした許可などの権限は、一定の場合に、供給区域などを管轄するエリアの経済産業局長に対し、経産大臣から権限委任がなされているところです。

そうした案件につきましては、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用といった観点から、電気事業法における特定供給の許可と同様の整理ですが、委員会の意見に係る事務についても経済産業局長に事務委任することができないかお諮りするものです。

下のポイントにあるとおり、1のところ、ガスにおいて許可などの権限の中で経済産業局長に委任されているものは、①は一般ガス事業では、1つの経済産業局の管轄区域内に閉じるもの、それから使用者の数が100万以下のものです。②の簡易ガス事業では、全て経済産業局長に権限がおろされています。③のガス導管事業及び④の大口径ガス事業は、①の一般ガス事業者の整理に準じて経済産業局長に権限委任されています。なお、①から④までいずれも、来年自由化される前の現在のライセンス制に基づく区分です。

2のところがお諮りする部分で、委員会の意見に係る事務の経済産業局長への委任についてです。許可等の申請が事業者からあれば、経済産業局長から委員会に対して意見聴取がなされる形になりますが、実態をみますと、①として、こうした経済産業局長に権限委任されているガス事業は、供給区域が点在あるいは入り組んでいたり、事業者数が多い、比較的小規模な中、許可等の事務の実態は、例えば供給地点・区域の一部増減、簡易ガス事業なら家が新しく建つたびに、一般ガス事業なら隣の町に区域をふやすたびに改めて許

可が必要という制度に現状はなっており、定型的な処理になじむものが中心である。

②として、委員会として適正取引の審査という観点からしっかりチェックしていくことが必要ですが、具体的な判断は地域の特性を踏まえた事実、要件の当てはめとしての、例えば実際に家が建っているか、導管が来ているか、事業者の体制が整備されているかといった現場の事実認定、要件の当てはめが中心になると想定されている。したがって、こうしたものについては、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用という観点から、そもそも経済産業局長も委員会事務に関しては委員会の指導監督に服するという仕組みですが、そうしたもとで、経済産業局から随時案件を事務局に報告し、軽微なものを除いては事前に案件はキャッチする、それから事務局は定期的の実績を委員会会合で少なくとも半年に一度はまとめてご報告をするということを前提に、委員会に係る事務を経済産業局長に事務委任してはいかがかと考えております。

もちろん、事務委任ですので、権限そのものはあくまで委員会に残ります。もしこうした運用で問題があれば改めて見直すことも可能ですが、まずは事務局と経産局とで何かあればしっかり連絡を取り合って進めてまいりたいと考えております。

別紙に委任についての決定文の案を添付していますが、電気の特定供給とおおむね同様ですので、説明は省略します。

説明は以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、今のご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、林委員。

○林委員 ご説明ありがとうございました。地域特性を踏まえた判断ということも踏まえることと、あと委員会事務の効率的な運用ということで、非常にいいと思いました。

ただ、委員会の総監督の下ということであったときに、半年に1回はまとめて委員会に報告ということがありますけれども、もしある意味レベル観にもよるのですけれども、非常に重大な案件等々が生じた場合は、半年1回待たずに可及的速やかに本委員会のほうに上げていただいて、我々と情報共有並びに対応を考えていくということは、少し柔軟性をもってやっていくということだけのご理解いただければと思います。

以上です。

○八田委員長 はい、稲垣委員。

○稲垣委員 今の事務局の説明を受けて結論はこれでいいと思います。ただ、やはり法のあり方からすると、大臣はもともと統制、監督をしている事務があつて、それについて

新たに合議制の委員会を設けて、そこで審議した結果を大臣に意見を述べるということの構造がありますので、この趣旨を害しないように、指導監督とか不断の情報共有をしていただいて、そうした条件のもとで健全に運用していただくようにぜひ心がけていただきたいと思います。

以上です。

○岸総務課長　ありがとうございます。林委員、稲垣委員のご指摘を踏まえ、恐らく案件も今申し上げたような、0.数%区域がふえると約款も変えなければならないといった軽微なものが中心ですが、仮に全く新しい事業の許可とか区域が倍にふえるとか、あるいは供給約款についても大幅な値上げをすとかそういった案件もありえますので、中身をみながら委員には適宜ご報告をさせていただき、ご指導を仰ぐような形にしたいと考えております。

○八田委員長　それは、今度の資料でも読めるような形になっているわけですね。

○岸総務課長　はい。

○八田委員長　わかりました。ほかにご意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、経済産業局との連携についての事務委任について、提案のとおり行うような形でやっていくこととお認めいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、最後の議題に移ります。旧認可供給条件の承認について、資料8に基づいて事務局よりご説明をお願いします。新川課長、お願いします。

○新川取引監視課長　資料8、旧認可供給条件の承認についてをご説明させていただきます。

第2弾改正電気事業法附則におきまして、経済産業大臣は旧認可供給条件の承認に際しまして、あらかじめ当委員会の意見を聞かなければならないとされております。今般、北海道電力、東北電力、東京電力から旧認可供給条件の承認につきまして経済産業大臣からの意見の求めがありましたところ、異論なき旨を回答すべく、ご確認をいただくものでございます。

背景のところを書いてございますが、まず、旧認可供給条件というのは、第2弾法施行の際に、現に特例認可を受けている料金その他の供給条件となっておりまして、これを引

き続き経過措置約款、すなわち特定小売供給約款以外の供給条件として適用するという場合には、施行後1カ月以内に大臣の承認を得る必要がある。その大臣はそのときに当委員会の意見を聞かなければならないとして、きょう来たものでございます。

ある意味、親ガメ子ガメの関係で申しますと、親ガメが変わるということで、乗っている子ガメについて、そのまま適用できるのではなくて、改めて承認が必要で、その承認の際に大臣が委員会の意見を聞きに来るということになっているものでございます。

旧認可供給条件には、①供給約款以外の供給条件、②選択約款以外の供給条件という2種類がございますが、選択約款は自由料金メニューとして整理されておりますので、供給約款以外の供給条件の①の部分のみを承認するということになります。

申請状況でございますが、北海道、東北、東京の3社から来ておりますもので、乗っている子ガメのご紹介でございますが、まず定額電灯及び公衆街路灯Aの料金についての特別措置としまして、LED電球などが入ってきておりますし、有機EL照明などの小さくて明るいものが入ってきておりますので、定額電灯及び公衆街路灯Aの料金メニューにおいて、新たに10ワットまでという料金区分を設定するというもの。

それから、東北電力でございますが、3つございますが、最初のは今の北海道のものと同じでございます。それから、高速道路のサービスエリアにおけます需要場所についての特別措置ということで、電気自動車用急速充電器等を設置する場合、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車用急速充電器設備について、一の需要場所とみなすという需要場所の特例でございます。それから、福島第一原発の事故に係る電気料金等の特別措置というものが3番目でございます。

東京電力は2つございまして、委員会発足後直後にありました台風18号の大雨被害によります災害特別措置の話と、福島第一原発の事故に係る電気料金の特別措置というものが存在するものでございます。

4月11日に大臣から委員長に対して意見の求めがあったものでございます。これらの旧認可供給条件は、いずれも供給約款以外の供給条件として認可を受けたものでございまして、引き続き適用とすることに対して異論はないということをお返したいと思っております。よろしくお願いたします。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。今のご報告についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、委員会として異論がない旨決定して、本日付で経産大臣に回答したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事は以上でございます。

先ほどの第1部の委員会において、4月1日にご報告のありました電力広域的運営推進機関の通信機能トラブルに伴う電力卸取引の一部停止に関しまして、その後の報告聴取の結果等について、事務局より報告を受けました。関係各所においては、引き続き再発防止に努めていただきたいと思います。

もう1つありまして、本年4月1日から計画値同時同量の仕組みが導入されましたが、現在、各地域において過大と思われるインバランスが発生しており、適切なインバランス料金単価の算定、公表ができない状況になっている旨、当委員会として4月13日に報告を受けたところです。

このようなことはあってはならないことで、当委員会として遺憾の念を禁じ得ません。現在、各一般送配電事業者及び公的機関などにおいて、実態把握、問題点の所在の調査を行っているものと認識しております。関係者においては、経営的立場のものも含めまして、改革に関与するという自覚をもち、徹底した対処を求めたいと思います。

これについて、もし委員の方でコメントがおありでしたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

それでは、ほかに何かありますでしょうか。

○新川取引監視課長　取引監視課長の新川でございます。お手元に参考資料として、小売電気事業者に対する改善指導等についてというものを配付させていただいておりますので、ご説明をさせていただきます。

自由化が実施されておまして、小売電気事業者が行っております営業活動についての相談、問い合わせがコールセンター等に寄せられております。前回、3月4日に1回ご報告をさせていただいておりますが、さらに改善指導等を行っておりますので、その事例についてご報告をさせていただきます。

まず、左の事例でございますが、3月4日に調査事例として報告をさせていただいたものです。3月4日の資料、2枚目につけております赤枠で囲ったところにあります屋内設備の点検という名目で訪問を受けたが、点検はすぐ終わり、電気の営業活動を受けたと。

そして、十分な説明もないまま契約を締結したとされたというものに関しましての話でございます。こちらについて、事実関係の確認、指導を行いました。代理店による訪問営業において、訪問前に電気の営業活動も行われることを告げていないと。宅内設備の点検と電気の営業活動の区切りが明確でない、営業活動の開始時点では電気の供給者が変わることを明確にしないとといった不適切な営業活動が行われていたことが判明しております。

この小売電気事業者Aからは、営業フローや代理店向けのマニュアルを見直して、訪問前の通知文で電気の営業活動を行われることを明示する、電気の営業活動を開始する前に、電気の営業活動を行うことの承諾を得てから始めることとする、営業活動の最初の段階で電気の供給者が変更となることを明確にすることとしたと。また、代理店に対し改めて研修を実施したという報告を経営者から直接私のほうにご報告がございました。会社としてしっかりやっていくと宣言していただいておりますので、引き続き見守っていきたいと考えております。

それから、右側の事例でございますが、ホームページにおきます加入条件の明確化ということで、ある小売電気事業者のホームページでは、一般家庭向けの電気料金メニューに加入するには、当該事業者の提供する他の商品、役務とセットのプランに加入する必要がある旨だけが記載されておりましたが、電気だけの契約が可能か否か、また電気だけで契約する際に適用される料金が明確でないということがございました。

これは、もしセットしかないのであれば、セットしかありませんと書くべきでありますし、単品があるのであれば、単品はお幾らであるかということを書くべきでないのかということについて検討を求めたところ、当該事業者において、ホームページにおける記載を追加して、電気だけの契約が可能であること、そしてまた、その際の料金が明記されたと改善を図られております。

続きまして、3ページでございます。部分供給の需要形態に応じたメニューの検討を拒否した事例でございますが、内容としましては、旧一般電気事業者との間で蓄熱調整契約を締結しております高压部門の需要家が、新電力との部分供給を検討したい旨打診したところ、当該旧一般電気事業者より、部分供給の場合には蓄熱調整契約が適用できないといわれたというものでございます。

備考に書いてございますが、適正取引ガイドラインにおきまして、旧一般電気事業者が全量供給の場合には、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定、適用している一方で、部分供給の場合には、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な

理由なく不利な料金体系を設定、適用することは独禁法上問題となり得るという旨が示されております。

これについて事実関係の確認を行ったところ、まずは部分供給では適用できない理由を当該一般電気事業者を確認しましたところ、負荷移行に寄与した蓄熱電力量を適切に把握することが必要であるが、部分供給の場合には、自動計算での蓄熱電力量の算定ができず、人手による作業で蓄熱電力量のうちの旧一般電気事業者供給分と新電力供給分を仕分ける必要があることが対応の背景にありますというご説明がございましたが、その後、旧一般電気事業者の中で再検討がされました結果、蓄熱電力量が当社供給に属することが明らかな場合は、蓄熱調整契約を適用する方向で個別協議に応じていくとの回答となりまして、本件のような部分供給についても事前検討に応じる形での対応が修正されております

説明がわかりにくかったと思いますが、4ページ、5ページに部分供給の概念図を描いております。4ページは蓄熱調整契約の仕組みを書いてございまして、5ページはここでご提案のあった新電力からの部分供給を受けるといった場合のイメージを記載させていただいております。

一番最後、便乗商法や詐欺にもご注意ということで、コールセンターにいただいている事例、また国民生活センターに寄せられている事例をよくみますと、電力の小売全面自由化とは直接関係はございませんが、小売全面自由化に便乗して、太陽光発電、オール電化関連機器（給湯器、IHクッキングヒーター）、蓄電池、節電器などの勧誘が行われている事例が発生しております。

長期間、高額のリース契約を伴うものもございまして、特に事業者向けの場合にはクーリングオフの適用がないので、それを狙って営業をかけていらっしゃって、キャンセルの際のトラブルの発生も存在するという状態でございます。

消費者庁から3月15日に注意喚起がされております。

また、発電設備を設置する土地の権利などへの投資を勧誘する投資詐欺も発生しておりまして、政府広報等で注意喚起がされておりますが、私どももこういった消費者庁、政府広報での注意喚起にあわせて、この資料を用いて注意喚起を図っていきたくて思っておりまして、きょう改めてご紹介をさせていただく次第でございます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございます。今後、こういう事例について厳正に対処して、それから、それでも改善しない場合には勧告をするということもあり得ます。そういうことに関して広く注意喚起する観点から、こういう事例は今後も丹念に公表していきたいと

考えております。

それでは、事務局より連絡事項がありましたら。

○岸総務課長　　本日は、長時間ありがとうございました。次回の日程につきましては、正式に決定次第、改めてご連絡申し上げたいと思います。

○八田委員長　　ありがとうございました。本日の委員会はこれにて終了いたします。

——了——